

塩谷町告示第 22 号

塩谷町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和6年2月22日

告示第8号

塩谷町地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱(平成29年塩谷町告示第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる隊員(以下「補助対象者」という。)は、この補助金の交付を申請した日において次号のいずれかに該当し、町内に住所を有しつつ町内で起業又は事業承継する隊員とする。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊の任期<u>終了の日から起算して前1年以内の隊員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の全額とし、100万円を限度とする。_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この補助金は、同一の補助対象者につき一の年度に限るものとする。</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる隊員(以下「補助対象者」という。)は、この補助金の交付を申請した日において次号のいずれかに該当し、町内に住所を有しつつ町内で起業又は事業承継する隊員とする。</p> <p>(1) 地域おこし協力隊の任期<u>期間1年以上3年未満の隊員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の全額とし、100万円を限度とする。<u>ただし、補助対象者が前年度までにこの告示による補助金の交付を受けている場合は、100万円から既に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を限度とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年3月1日から施行する。